

七 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八條の十七第一項第十一号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五條の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五條の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七條の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p> <p>一〇十七 （略）</p>	<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八條の十七第一項第十号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五條の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五條の十二第一項第十一号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七條の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p> <p>一〇十七 （略）</p>

